

委任状

受任者 氏名 _____

住所 _____

上記の者を代理人と定め、下記自動車の _____ 申請に関する権限を委任します。
(注 新規登録・移転登録・変更登録・抹消登録等の別)

自動車登録番号 又は車台番号	
-------------------	--

令和 年 月 日

委任者

氏名又は名称 _____ 印

住所 _____

委任者

氏名又は名称 _____ 印

住所 _____

第 21号様式 (譲渡証明書)

譲 渡 証 明 書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車 名	型 式	車 台 番 号	原動機の型式

譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
備 考		

(日本産業規格 A 列 5番)

(注) 型式の変更等があった場合は、備考欄にその旨を記入すること。

申請依頼書

今般、

氏名
住所

は、下記検査対象軽自動車の

1. 新規検査
2. 継続検査
3. 構造等変更検査
4. 予備検査
5. 自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付申請
6. 自動車検査証の記入申請
7. 自動車検査証返納届
8. 自動車検査証返納証明書交付申請
9. 解体の届出
10. 解体の届出(滅失・用途廃止等)
11. 輸出の届出及び輸出予定届出証明書交付申請
12. 輸出予定届出証明書返納届出
13. 再輸入見込届
14. 自動車検査証返納後の所有者変更記録申請
15. 検査記録事項等証明書交付請求
16. 自動車検査証再交付
17. 自動車予備検査証再交付
18. 限定自動車検査証再交付
19. 検査標章再交付

に関する手続きの書類の提出を、申請者/届出者/請求者から依頼されたため、代わりに提出します。

記

車両番号	車台番号

債権譲渡通知書 (自動車関係税用)

※太枠の中は必ずご記入ください。

岡山県 県民局長 殿

捨 印

私(譲渡人)は、岡山県が賦課徴収している税金のうち、下記の自動車に係る税の過誤納還付金の還付請求権、還付加算金支払請求権及び受領権を譲受人に譲渡したので添付書類を添えて通知します。

注：岡山県では訂正は行いません。

譲渡人(納税義務者) ※ 個人の場合は自署

現住所 (所在地)				
フリガナ 氏名(法人名)				
法人の場合、 代表者の職氏名				
電話番号	-	-	印	

印鑑登録をしているものに限る。法人の場合は代表者印。

※ 納税義務者は、当該年度4月1日現在の名義人です。

記

税目 (いずれかを○で囲む)	還付発生事由 (いずれかを○で囲む)	還付事由発生日			
1 自動車税種別割	1 抹消 (当該年度の2月末までに抹消登録するもの)	令和 年 月 日			
2 自動車税環境性能割	2 免除・減免				
3 軽自動車税環境性能割	3 誤納(重複納付等)				
	4 その他 ()				
登録番号 (岡山県での当該年度課税時の番号)	年度	期	整理番号	納付税額(円)	延滞金(円)
岡・岡山 倉敷					

譲受人(納税義務者が債権譲渡した相手方)

住所 (所在地)					
フリガナ					
氏名 (法人名)					
連絡先電話番号	-	-			

※ 添付書類 (必ず持参してください。窓口でコピーは行いません。)

◎ 譲渡人の印鑑登録証明書(必須) …発行日から1年以内のもので、記入された住所と一致するものに限る。(写しで可)

(譲渡人が窓口で書類を持参した場合は、本人確認書類(運転免許証等)の提示により、印鑑登録証明書の添付を省略することができます。)

- 納付から概ね2週間以内の場合、領収書の写し(納付年月日、金融機関が確認できること)
- 抹消登録…運輸支局が抹消を証明した書類(写しで可)
登録識別情報等通知書(一時抹消)、登録事項等証明書(永久抹消)、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書
- 重複納付…すべての領収書の写し(納付年月日、金融機関が確認できること)
- 免除・減免…免除・減免された日付が確認できる書類の写し
- 住所及び氏名が納税通知書の記載と異なる場合は、変更及びつながりが確認できる住民票、戸籍謄本、商業登記簿等の写しを添付してください。
- 納税義務者死亡(清算終了法人)の場合、追加の資料が必要となります。詳しくは所轄区域事務所にご確認ください。

※ 提出期限 (提出期限が閉庁日の場合は、その翌日。郵送(メール便・宅配便は除く。))の場合は、提出期限の消印有効)

- 抹消登録 1~15日までのもの……25日まで
16~末日までのもの……翌月の10日まで
- 重複納付・免除・減免等……還付事由発生の日から10日以内

※ 注意事項

◎ 譲渡人(納税義務者)に未納の県税等がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により還付金を充当し、残額がある場合に還付します。第三者が納付された場合も同様です。

- 譲受人に未納の県税等がある場合も、譲渡された還付金が充当されます。
- 書類不備や提出期限を過ぎた場合は、譲渡人(納税義務者)に還付します。
- 債権譲渡に係る支払金を譲受人へ支払う場合には、譲渡人(納税義務者)へその旨を通知します。

◎ 口座振替による支払いを希望する場合は、裏面に必要事項を譲受人が記入してください。

(譲受人が、債権譲渡に係る還付口座を登録している場合は、裏面に記入がない場合でも登録口座に支払います。)

以下は、記入しないでください。

--	--	--	--	--

岡山県 県民局長 様

岡山県から私に支払われる上記債権譲渡通知書に係る支払い金は、次の預金口座へ振替えてください。

(〒 -)

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(法人の場合、代表者の職氏名)

振 込 先 口 座	金 融 機 関 名		本 支 店 名	本店・支店
	預 金 種 別	普通・当座・その他()	口 座 番 号	(右詰で記入)
	フリガナ			
	口座名義			

※ 振込先口座は譲受人の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の口座へ振替希望の場合は、振込用の専用番号であることを確認してください。

※ 提出先

譲渡人の住所地の所轄区域事務所へ提出ください。

◎自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割については、備前県民局に提出ください。

事務所及び担当課名	所在地	電話番号	所轄区域
備前県民局 税務部収納管理課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9810	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町、県外
備中県民局 税務部収納管理課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7069	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、 新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局 税務部収税課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1267	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、 勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、 美咲町